

## 江別市自治基本条例検討委員会から提出された提言書に対する市の考え方

自治基本条例は、市民が主役となり、まちづくりを進めていく基本的なルールです。

まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加・市民協働などについて定めています。

この条例がまちづくりの最高規範として、市民に関心を持ち続けていただくとともに、時代の要請や社会情勢の変化に対応していけるよう、条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うことになっております。

平成21年7月の施行から16年目を迎えた、令和6年5月、学識経験者、地域市民団体の代表者、公募市民による「江別市自治基本条例検討委員会」を設置し、約10か月にわたり、条例の規定や関連する取組の検証を行ってきました。

検証の結果、「自治基本条例の各条項、条文は、市民自治によるまちづくりの規範として適切に表現されており、現時点における変更、修正の必要はない」との条文の見直しに関する提言のほか、「江別市自治基本条例 条文と解説」の工夫、条例の認知や情報の共有・発信、職員の意識向上など、今後の取組における改善点等について、令和7年3月に提言をいただきました。

この提言を受け、今後、どのような考えで取組を行っていくか、市の考えをまとめました。

下記にまとめた市の考え方について、市民の皆さんからのご意見を募集いたします。

### ○市の考え方（意見公募【パブリックコメント】の対象）

#### 1. 条例の見直しについて

（1）検討委員会からの提言を受け、条例改正は行わないこととします。

#### 2. 今後の取組における改善点等について

（1）条文の趣旨がより明確に伝わるよう、「江別市自治基本条例 条文と解説」の解説文を見直します。

（2）市民一人ひとりが自ら考え行動する“市民自治”によるまちづくりの実現に向け、市民参加・市民協働の周知啓発、情報発信の工夫、職員の意識及び能力の向上などの取組を進めていきます。